

訪問型サービス（独自）サービスコード表

市川三郷町

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
A 2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	日割りの場合	1,176	1月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位		39単位	1日につき	
A 2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	日割りの場合	2,349	1月につき	
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割		2,349単位		77単位	1日につき	
A 2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割りの場合	3,727	1月につき	
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割		3,727単位		123単位	1日につき	
A 2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当りの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287	
A 2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	
A 2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合		220単位	220	
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163	
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当りの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A 2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当りの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A 2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A 2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A 2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算		1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算		
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算		
A 2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の221/1000 加算		
A 2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2				(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の208/1000 加算		
A 2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3				(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の200/1000 加算		
A 2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4				(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の187/1000 加算		
A 2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5				(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の184/1000 加算		
A 2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6				(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の163/1000 加算		
A 2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7				(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の163/1000 加算		
A 2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8				(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の158/1000 加算		
A 2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9				(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の142/1000 加算		
A 2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10				(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の139/1000 加算		
A 2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11				(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の121/1000 加算		
A 2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12				(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の118/1000 加算		
A 2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13				(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の100/1000 加算		
A 2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14				(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の76/1000 加算		

網掛けの部分は、新設部分です。
網掛けの部分は、廃止部分です。
網掛けの部分は、本町では使用しません。